

高江・住民運動弾圧訴訟の最高裁不当判決に抗議する(談話)

2014年6月18日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

最高裁は6月13日付で、米軍ヘリパッド建設に反対する沖縄県東村高江住民の運動を「通行妨害」だとする国の訴えを認め、伊佐真次さんの上告を棄却する判決を言い渡しました。

「通行妨害」とされた伊佐さんの行為は、高江区民の総意にもとづいて、住民が平穏な生活を守るために、ヘリパッド建設工事を強行する防衛局の職員に対して抗議の意思を表明した非暴力のものであり、これを禁ずる判決は表現の自由に対する重大な侵害です。

今回の訴訟は、ヘリパッド建設に反対する住民の運動を弾圧する目的で住民を相手に起こしている前代未聞の訴訟（「スラップ訴訟」）です。

今回の最高裁判決は、高江住民の置かれた状況や伊佐さんの行為の内容、国の訴えの問題点について具体的に検討せず、1・2審判決を追認した不当なものです。私たちは、今回の判決に強く抗議するものです。

高江ではすでに2つのヘリパッドがつくられ、さらに次のヘリパッド工事をおこなおうとしています。

沖縄には2012年から輸送機MV22オスプレイが沖縄に配備され、県内での飛行訓練と合わせて高江のヘリパッドも使われようとしており、住民生活への危険がますます増し、ヘリパッド建設の不当性がますます明らかになっています。

私たちは、今回の最高裁判決を許さず、ヘリパッド建設に反対する高江住民の要求を支持し、「沖縄にこれ以上基地はつくらせない」たたかいへの支援をさらに強化するものです。

以上